

健全化判断比率及び資金不足

比率に関する審査意見書

平成 2 2 年 4 月 1 日から

平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

小 山 市 監 査 委 員

小監第 53 号
平成 23 年 8 月 18 日

小山市長 大久保 寿 夫 様

小山市監査委員 山 本 二 男

小山市監査委員 高 田 純 子

小山市監査委員 青 木 美 智 子

平成 22 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に
関する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 7 月 12 日付け小財第 58 号により審査に付された平成 22 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 22 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成 23 年 7 月 12 日から平成 23 年 8 月 18 日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

指 標 名	平成 22 年度決算 に係る比率 (%)	早期健全化基準 又は経営健全化基準 (%)	備考
1 実質赤字比率	—	11.80	
2 連結実質赤字比率	—	16.80	
3 実質公債費比率	7.6	25.0	
4 将来負担比率	67.9	350.0	
5 資金不足比率			
(1) 農業集落排水処理事業特別会計	—	20.0	
(2) 公共下水道事業特別会計	—	20.0	
(3) 水道事業会計	—	20.0	
(4) 病院事業会計	—	20.0	

(注 : 「 - 」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成 22 年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

イ 連結実質赤字比率について

平成 22 年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

ウ 実質公債費比率について

平成 22 年度の実質公債費比率は 7.6 % となっており、これは早期健全化基準の 25.0 % を下回っている。

エ 将来負担比率について

平成 22 年度の将来負担比率は 67.9 % となっており、これは早期健全化基準の 350.0 % を下回っている。

オ 農業集落排水処理事業特別会計に係る資金不足比率について

平成 22 年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

カ 公共下水道事業特別会計に係る資金不足比率について

平成 22 年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

キ 水道事業会計に係る資金不足比率について

平成 22 年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

ク 病院事業会計に係る資金不足比率について

平成 22 年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(3) 是正すべき事項

指摘すべき事項は特にない。